

平成29年度

水防計画

益田市

目 次

第1章 総 則

1. 1	水防計画の目的	1
1. 2	益田市地域防災計画との関係	1
1. 3	用語の解説	1

ページ

第2章 水防組織と責任及び通信系統

2. 1	益田市の水防関係組織図	4
2. 2	水防本部の組織と事務分掌	5
2. 3	水防関係機関	6
2. 4	水防関係者	7
2. 5	水防の責任等	8
2. 6	啓発運動及び水防訓練	10
2. 7	水防に関する通信施設	10

第3章 重要水防区域等及び危険な箇所

3. 1	重要水防区域	12
3. 2	要水防区域	12
3. 3	水防区域及び分担	12
3. 4	危険な箇所	12

第4章 水防体制

4. 1	水防本部の体制	16
4. 2	災害対策本部の設置	16

第5章 水防活動

	ページ
5. 1 気象状況の連絡	1 7
5. 2 雨量及び水位の観測と通報	2 1
5. 3 樋門、堰、ダムの操作	2 2
5. 4 洪水予報（国土交通省管理河川）	2 2
5. 5 洪水予報（県管理河川）	2 5
5. 6 水位周知（国土交通省管理河川）	2 7
5. 7 水防警報（国土交通省管理河川）	3 0
5. 8 水防警報（県管理河川）	3 3
5. 9 警察署との連絡	3 5
5. 1 0 ホットライン	3 5
5. 1 1 河川等の巡視	3 5
5. 1 2 水防管理団体等の出動と出動後の水防活動	3 5
5. 1 3 水防協力団体	4 3
5. 1 4 決壊に際しての措置	4 4
5. 1 5 避難のための立退	4 4
5. 1 6 水防資材器具等の整備並びに輸送	4 4
5. 1 7 記録、報告	4 5

第1章 総 則

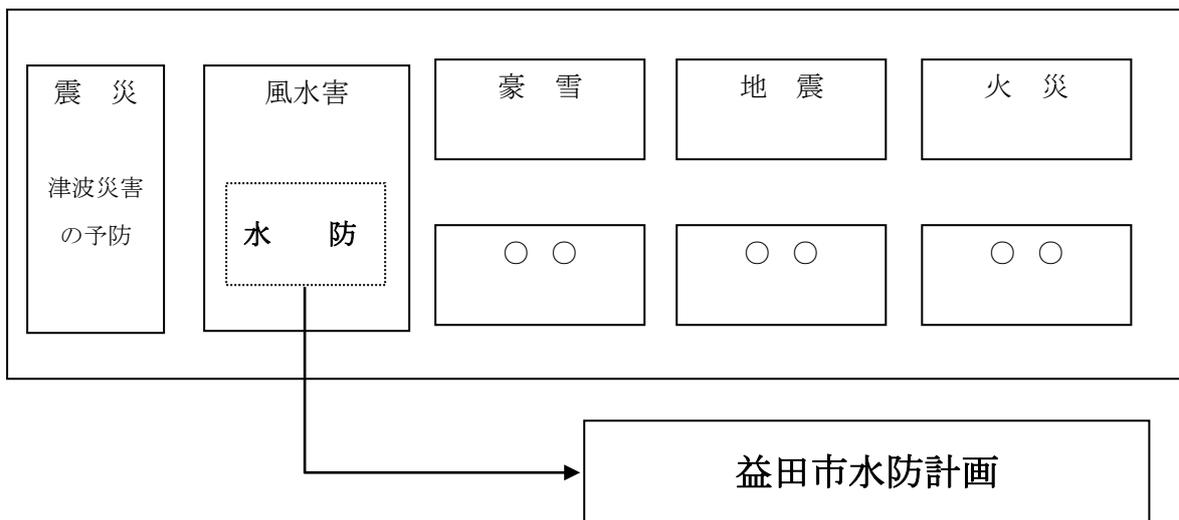
1. 1 水防計画の目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）並びに島根県水防計画に基づき、平常時にあっては、予防体制を整備し、水防訓練を行い、河川、海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮等に際して臨機応変な処置ができるようにし、もって水害を防ぎ住民の安全を図ることを目的とする。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更し、その要旨を公表するよう努めなくてはならない。

1. 2 益田市地域防災計画との関係

益田市地域防災計画は、風水害対策計画について定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものとする。また、津波災害の予防についても益田市地域防災計画によるほか本計画による。



1. 3 用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

島 根 県 水 防 本 部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長（以下「島根県水防本部長」という。）としている。
水 防 益 田 支 部	島根県水防本部の出先機関として益田県土整備事務所内に常置している機関で、事務所長を支部長としている。
水 防 管 理 団 体	所管する区域における水防を十分に果たすべき責任を有する市町村。（法2②）
水 防 管 理 者	水防管理団体である市町村の長。（法2③）
指 定 水 防 管 理 団 体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。（法4）

消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長、消防本部を置かない市町村にあつては消防団長。(法2⑤)
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団として記述している。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。
重要水防区域	過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれがある大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水、雨水出水、津波又は高潮に伴う水が溢れる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。(法14①)
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法10②、法11①、気象業務法14の2②、③)
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安とする。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難勧告等発令の判断の目安とする。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、雨水出水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法2⑧、法16)
水位周知河川	国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法13①、②)
水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記のあらかじめ定めた水位の到達に関する情報。
水防団待機水位(通報水位)	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。(法12①)

<p>氾濫注意水位 (警戒水位)</p>	<p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位で、水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法12②）</p>
<p>避難判断水位</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。 市長村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位である。</p>
<p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</p>	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。 市長村長避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用</p>

2. 2 益田市水防本部の組織と事務分掌

水防管理者は、水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水、津波及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、状況により益田広域消防本部に水防管理者（市長）を本部長（以下「本部長」という。）とした益田市水防本部を設置し、次の組織で業務を行うものとする。

本部長	副本部長	本部・署	班名	班長	班員	事務分掌
市長	副市長	益田市災害対策本部規則第4条に規定する別表第1の組織をもって対応する。				
	消防本部 消防長	消防本部	総務班	総務課長	総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防に対する一般庶務に関すること。 2. 水防資材の調達確保に関すること。 3. 物資および人員輸送に関すること。 4. 水防関係機関等との連絡調整に関すること。 5. 情報の収集に関すること。 6. 水防団員の動員に関すること。 7. 緊急対策に関すること。
			予防班	予防課長	予防課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防諸情報の広報に関すること。 2. 報道機関による避難広報に関すること。 3. 被害状況の調査・集計に関すること。
			警防班	警防課長	警防課員	警防班の事務分掌は水防班兼務とすること。
		通信班	通信指令課長	通信指令課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防通信に関すること。 2. 水防作業の伝達に関すること。 3. 気象情報・水防情報等の収集に関すること。 4. 水防関係機関及び水防団との連絡調整に関すること。 5. 現地情報の収集・伝達に関すること。 	
	消防署	水防班	署長	署員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報・水防情報等諸情報の収集及び連絡に関すること。 2. 水位・潮位及び雨量の観測に関すること。 3. 水防作業指導及び応援に関すること。 4. 警戒巡視・監視及び広報等に関すること。 5. 災害防ぎょ活動に関すること。 6. 救急救助・救出・避難誘導に関すること。 7. その他の特命事項。 	
水防団長	編成は、別表第1号表(附属資料)のとおりとする。				<ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒巡視及び監視等に関すること。 2. 水防作業等に関すること。 3. 救助、救出、避難誘導に関すること。 	

附属資料参照

消防団編成表 別表第1号表 (P1)

2.3 水防関係機関

名 称	所 在 地	担当部課係名 担当部グループ	電話番号 FAX 番号	備 考
島根県水防本部	松江市殿町 1	土 木 部 河 川 課	0852-22-6363 0852-22-6356	
水防益田支部	益田市昭和町 13-1	業 務 部 総 務 課	0856-31-9633 0856-31-9701	夜間 0856-31-9500
島根県防災危機管理課	松江市殿町 1	防災グループ	0852-22-5885 0852-22-5930	
益田県土 整備事務所	益田市昭和町 13-1	総 務 課	0856-31-9633 0856-31-9701	
国土交通省 浜田河川国道事務所	浜田市相生町 3973	河 川 管 理 課	0855-22-2480 0855-23-5023	
浜田河川国道事務所 高津川出張所	益田市高津一丁目 6-1		0856-22-0533 0856-23-5844	
河川情報センター (広島センター)	広島市中区八丁堀 11-28 朝日広告ビル 4F		082-223-1193 082-223-1195	
松江地方气象台	松江市西津田 7-1-11		0852-21-4958 0852-21-6656	
益田警察署	益田市東町 7-5	警 備 課	0856-22-0110 0856-23-7275	
中国電力(株)益田電力所	益田市幸町 1-5	企 画 課	0856-24-1054 0856-24-1064	
中国電力(株)益田営業所	益田市あけぼの本町 7-2	お客様サービス課	0856-24-0604 0856-22-6210	
西日本電信電話(株) 島根支店	松江市東朝日町 102	災 害 対 策 室	0852-20-7695 0852-20-7921	
一般社団法人島根県 益田建設業協会	益田市東町 8-33	事 務 局	0856-22-2600 0856-23-0068	
西日本旅客鉄道(株) 浜田鉄道部	浜田市浅井町 802		0855-22-0388 0855-22-0990	夜間(米子施設指令) 0859-32-6383
西日本旅客鉄道(株) 山口地域鉄道部	山口市小郡下郷字向上 3		083-972-6955 083-972-6965	夜間(広島施設指令) 082-263-7545
西日本旅客鉄道(株) 長門鉄道部	長門市東深川西中の坪 903-5		0837-22-2640 0837-22-2640	夜間(広島施設指令) 082-263-7545
新聞社関係 (市役所記者室)	益田市常盤町 1-1		0856-31-0181 0856-23-5001	
益田市 (指定水防管理団体)	益田市常盤町 1-1	危 機 管 理 課	0856-31-0601 0856-23-5001	
益田広域消防本部	益田市あけぼの東町 8-6	通 信 指 令 課	0856-31-0223 0856-31-0255	

益田川ダム管理所 笹倉ダム益田川ダム管理所 大峠ダム益田川ダム管理所	益田市久々茂町イ 1352-1	益田県土 整備事務所 管理第二課	0856-23-0703 0856-23-0704	
--	-----------------	------------------------	------------------------------	--

2. 4 益田市水防関係者

名 称	住 所		備 考	名 称	住 所		備 考
	氏 名				氏 名		
本 部 長 (市 長)	常 盤 町			第1分団長 (益 田)	本 町		
	山 本 浩 章				平 野 雄 三		
副 本 部 長 (副市長)	常 盤 町			第2分団長 (吉 田)	(第1方面副隊長兼務)		
	湊 直 樹						
〃 (消防長)	高津二丁目			第3分団長 (高 津)	高 津 町		
	村 上 雅 春				中 島 守		
〃 (消防団長)	美 都 町			第4分団長 (豊 川)	久 々 茂 町		
	斉 藤 健 次				田 中 大 輔		
第1方面隊長 (益田中部)	三 宅 町			第5分団長 (真 砂)	下 波 田 町		
	中 岡 勝 史				斎 藤 義 則		
第2方面隊長 (益田東部)	大 草 町			第6分団長 (安 田)	(第2方面副隊長兼務)		
	中 嶋 孫 市						
第3方面隊長 (益田西部)	虫 追 町			第7分団長 (鎌 手)	土 田 町		
	桐 木 保 男				梅 田 正 美		
第4方面隊長 (美 都)	美 都 町			第8分団長 (種)	下 種 町		
	白 石 一 昭				川 上 和 人		
第5方面隊長 (匹 見)	匹 見 町			第9分団長 (北仙道)	山 折 町		
	齋 藤 博 史				青 木 育 登		
第1方面副隊長 (益田中部)	乙 吉 町			第10分団長 (豊 田)	横 田 町		
	大 賀 進				安 永 正 樹		
第2方面副隊長 (益田東部)	遠 田 町			第11分団長 (高 城)	向 横 田 町		
	島 田 憲 和				椋 木 勝 美		
第3方面副隊長 (益田西部)	柏 原 町			第12分団長 (二 条)	(第3方面副隊長兼務)		
	佐 田 牧 雄						
第4方面副隊長 (美 都)	美 都 町			第13分団長 (美 濃)	美 濃 地 町		
	西 田 信 二				西 迫 均		
第5方面副隊長 (匹 見)	匹 見 町			第14分団長 (小 野)	喜 阿 弥 町		
	河 野 光 好				竹 内 弘		
女 性 分 団 長	水 分 町			第15分団長 (中 西)	白 上 町		
	渡 邊 美 香 子				岡 崎 昇		
益 田 地 区 連 合 自 治 会 長	幸 町			第16分団長 (都 茂)	美 都 町		
	石 田 貢 三				廣 兼 和 幸		
吉 田 地 区 連 合 自 治 会 長	下 本 郷 町			第17分団長 (仙 道)	(第4方面副隊長兼務)		
	大 久 保 稔						
高 津 地 区 連 合 自 治 会 長	高津1丁目			第18分団長 (二 川)	美 都 町		
	太 田 和 敏				金 崎 光 文		
西 益 田 地 区 連 合 自 治 会 長	白 岩 町			第19分団長 (匹見上)	匹 見 町		
	石 川 達 磨				大 賀 惇 浩		
中 西 地 区 連 合 自 治 会 長	虫 追 町			第20分団長 (匹見下)	(第5方面副隊長兼務)		
	桐 木 保 男						
小 野 地 区 連 合 自 治 会 長	喜 阿 弥 町			第21分団長 (道 川)	匹 見 町		
	大 賀 章 二				大 谷 寿 一		

2. 5 水防の責任等

1. 島根県水防本部（県庁）の責任（法3条⑥、法7①⑤、法10、法11、法13、法14、法16、法33、法47、法48）

- (1) 県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
- (2) 水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県水防計画を毎年増水期までに検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
- (3) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川：高津川、匹見川）
- (4) 知事が指定した河川について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（洪水予報河川：益田川）
- (5) 国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知にかかわる事項を通知しなければならない。（水位周知河川：高津川派川、白上川）
- (6) 水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (7) 国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (8) 水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (9) 指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。
- (10) 知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

2. 水防益田支部（県土整備事務所）の責任

- (1) 現地における状況を的確に把握し、島根県水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援をしなければならない。
- (2) 知事が指定した河川について、島根県水防計画に定めるところにより氾濫危険水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。
- (3) 知事が指定した河川について、島根県水防計画に定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。
- (4) 知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

(5) ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。

(6) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

3. 水防管理団体（益田市）の責任（法3、法9、法15、法17、法33）

(1) その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 指定水防管理団体の水防管理者は、島根県水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。

(3) 指定水防管理団体の水防管理者は、毎年増水期（6月15日から10月20日）までに水防計画に検討を加え必要があると認めるきは、これを変更しなければならない。

(4) 指定水防管理団体の水防管理者は、(2)により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(5) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。

(6) 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(7) 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(8) 水防警報の発表があつたとき、又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。

(9) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

(10) 洪水浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水、雨水出水、津波及び高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等

ロ 要配慮者使用施設

ハ 大規模な工場その他の施設（申出があつた施設に限る）

また、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を配慮した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

4. 気象庁（松江地方气象台）の責任（法10、法11）

(1) 気象等の状況により、洪水、雨水出水、津波及び高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

(2) 国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と共同し

て洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- (3) 知事が指定した河川について、知事(島根県土木部河川課長)と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

5. 国土交通省(浜田河川国道事務所)の責任(法10②、法13①、法16)

- (1) 国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官(松江地方気象台長)と共同して洪水予報を発表し、知事及び関係市町村に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 国土交通大臣が指定した河川について、氾濫危険水位等に達した場合、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

6. 報道、通信機関の責任(法10、法11、法13、法27)

- (1) 報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表した洪水予報、知事と気象庁長官が共同して発表した洪水予報及び国、県が発表した氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- (2) 通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

7. ダム設置者の責任(河川法46)

ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

8. 居住者等の義務(法24)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

2. 6 啓発運動及び水防訓練

1. 啓発運動

水防管理者は、治水河川愛護等に関する啓発宣伝を行うものとする。

2. 水防訓練

水防管理者は、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うものとする。なお、訓練要領は水防益田支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2. 7 水防に関する通信施設

1. 通信施設

- (1) 通信連絡は、次の通信施設を利用して迅速に行うものとする。

- ① 島根県防災行政通信施設
- ② 益田市防災行政無線施設
- ③ 公衆通信施設

- ④ 警察通信施設
 - ⑤ 鉄道通信施設
 - ⑥ 電気事業通信施設
 - ⑦ その他一般連絡（緊急防災放送装置）及び伝令等
- (2) 水防管理者は、あらかじめ通信施設の所有者とその施設使用について協議しておくものとする。
- (3) 近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、水防倉庫、水防作業現場等には必要に応じ、自転車、自動二輪車、伝令等を配置しておくものとする。
- (4) 非常時には、テレビ、ラジオ等による連絡方法も考慮しておくものとする。

第3章 重要水防区域等及び危険な箇所

3.1 重要水防区域

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の(1)～(7)を基準として定めている。

- (1) 既往水害で被災し未復旧の区間
 - (2) 未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間
 - (3) 既設堤防護岸が低く、日雨量100mm又は時間雨量30mm以上となった場合、水が溢れる箇所、浸水のおそれがある区間
 - (4) 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間
 - (5) 水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間
 - (6) 改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間
 - (7) 堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間
- ※ 水防管理団体は、常に当該箇所の現状把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

附属資料参照

重要水防区域 別表第2号表 (P2)

3.2 要水防区域

島根県水防計画に定める重要水防区域のほか、市内全域を対象とする。

3.3 水防区域及び分担

水防区域及び分担は、別表第3号表(附属資料)のとおりとする。

附属資料参照

水防区域及び分担 別表第3号表 (P3)

3.4 危険な箇所

危険な箇所は、洪水、津波及び高潮にともない水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で、国土交通省管理河川については次表(1)、県管理河川については次表(2)、海岸については次表(3)の基準により定めている。

※ 水防管理団体は、別表第4号表に示す危険箇所の位置、危険な理由、水防工法等を熟知し、洪水時には適切な水防活動を実施するよう努めなければならない。

附属資料参照

直轄河川重要水防箇所調書 別表第4号表 (P4～10)

(1) 国土交通省管理河川

(国土交通省重要水防箇所評定基準(案)より)

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であることあるいは、基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施行			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後3年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

(2) 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水が溢れる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上の溢水の危険があり、水があふれた場合には相当の被害をこうむると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。(一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間)	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、又そのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損していて危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水が溢れる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水が溢れる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害をこうむると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、出水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

(3) 海岸

種 別	重 要 度		
	A	B	C
侵 食	天然海岸及び既設護岸が著しく浸食されているか、又は過去において浸食された実績があり、危険が予想される箇所。	浸食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び浸食のおそれが予想される箇所。	

決壊	護岸が波浪により深掘れし決壊が予想される箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。(1)家屋が 50 戸以上(2)耕地が 60ha 以上(3)耕地が 30ha 以上でかつ宅地が 2.5ha 以上又は家屋が 25 戸以上。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。(1)家屋が 25 戸以上(2)耕地が 30ha 以上(3)耕地が 15ha 以上でかつ宅地が 1.5ha 以上又は家屋が 15 戸以上。	保全対象区域の状況が B 未満の箇所。
越波	風波により波浪が越波し、近くの家屋並びに耕地への被害が予想される箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度 A」に該当する箇所。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度 B」に該当する箇所。	保全対象区域の状況が B 未満の箇所。

第4章 水防体制

4.1 益田市水防本部の体制

1. 業務の開始

益田市水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。（発表震度は、益田観測所の震度とする。）

2. 業務の体制

益田市水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

区分	種別	時期	業務内容
本部 設置 前 本部 設置 後	初動要員の配備 危機管理課及び 土木課維持管理 室の職員の内か ら指名した者	1. 気象等予警報の発表あるいは河川 が水防団待機水位を越え、降雨状況 及び河川状況等により必要と認め られる場合 2. 震度3の地震が観測された場合	1. 災害対策関係機関等との連絡体制に 入る。 2. 情報収集に努め、状況に応じ災害関 係部課との連絡調整を図り、第1災害 体制の準備を行う。
	第1災害体制	1. 気象等予警報が発表された場合、 又は軽微な災害が発生した場合 2. 津波注意報が発表された場合 3. 震度4以上の地震が発表された場 合	1. 各部班は、災害対策関係機関等との 連絡を保ち、気象及び災害情報の収集 活動を行うとともに、その他必要な措 置を講ずる。 2. 第2災害体制に移行できるよう準備 する。
	第2災害体制	1. 気象等予警報あるいは河川が氾濫 注意水位を越える等、災害の危険性 が増大した場合、又は災害が発生し た場合で必要と認めたとき 2. 津波警報（津波）が発表された場 合 3. 震度5弱の地震が発表された場合	1. 各部班においては、防災活動に従事す るとともに、対策を協議するものとする。 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務 分担表による担当事務分担に従い、報 告様式等の記入及び担当調査区分の巡 視にあたるものとする。 3. 第3災害体制に対する準備を行う。
	第3災害体制	1. 災害が拡大し、第2災害体制で対 処できないとき 2. 津波警報（大津波）が発表された 場合 3. 震度5強以上と発表された場合	1. 各部班は、非常体制をとり、全員所 掌業務に関する全面的な防災活動に従 事する。
	特別体制	1. 市域に突発的な事故及び災害が発 生し、必要と認めたとき	1. 事故または、災害の状況に応じて関 係部班に指示し、事態の処理に当たる。

⑨ 益田市地域防災計画（動員計画）より抜粋

4.2 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は益田市地域防災計画のとおりとし、本部長は、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部に水防本部職員1名を派遣するものとする。

派遣された職員は、災害対策本部と水防本部の情報の連絡にあたるものとする。

第5章 水防活動

5.1 気象状況の連絡

1. 気象等警報・注意報の発表

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

(1) 水防に関する気象等注意報の種類と発表基準

大雨注意報：大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。				
地 区	市町村	雨量基準*1		*2 土壌雨量指数基準
		平坦地	平坦地以外	
益田地区	益田市	R 1 = 2 5	R 3 = 6 0	9 2

*1：雨量基準欄の「平坦地」は概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域。

「平坦地以外」は平坦地以外の地域を示す。

また、「R1」、「R3」はそれぞれ「1時間雨量」、「3時間雨量」を示す。

*2：「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

洪水注意報：洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。					
地 区	市町村	雨量基準		複合基準	指定河川洪水予報 による基準
		平坦地	平坦地以外		
益田地区	益田市	R 1 = 2 5	R 3 = 6 0	平坦地：R 3 = 2 0 かつ *3 流域雨量指数 益田川流域=8	高津川（神田・高角） 匹見川（横田） 益田川水系益田川（染羽）

*3：「流域雨量指数」とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

高潮注意報：台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。			
地 区	市町村	潮位基準	
益田地区	益田市	0. 8 m	

津波注意報：津波によって災害が起こるおそれのある旨を注意喚起するために行う予報。		
津波予報区	発表基準	発表される津波の高さ
島根県出雲・石見	予想される津波の高さが0. 2 m以上1 m以下である場合	(数値表現) 1 m (定性的表現) 表記しない

(2) 水防に関する気象等警報の種類と発表基準

大雨警報：大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。

地 区	市町村	雨量基準*1		*2 土壌雨量指数基準
		平坦地	平坦地以外	
益田地区	益田市	R 1 = 5 0	R 3 = 1 2 0	1 5 4

*1：雨量基準欄の「平坦地」は概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域。

「平坦地以外」は平坦地以外の地域を示す。

また、「R1」、「R3」はそれぞれ「1時間雨量」、「3時間雨量」を示す。

*2：「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

洪水警報：洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。

地 区	市町村	雨量基準		複合基準	指定河川洪水予報 による基準
		平坦地	平坦地以外		
益田地区	益田市	R 1 = 5 0	R 3 = 1 2 0	平坦地：R 3 = 3 0 かつ *3 流域雨量指数 益田川流域=8	高津川（神田・高角） 匹見川（横田） 益田川水系益田川（染羽）

*3：「流域雨量指数」とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

高潮警報：台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。

地 区	市町村	潮位基準	
益田地区	益田市	1. 2 m	

波浪警報：風波、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
具体的には有義波高が6m以上になると予想される場合

*4

*4：「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波（例えば20分間で100個の波を観測すると、高い方から33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。

津波警報：津波によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。

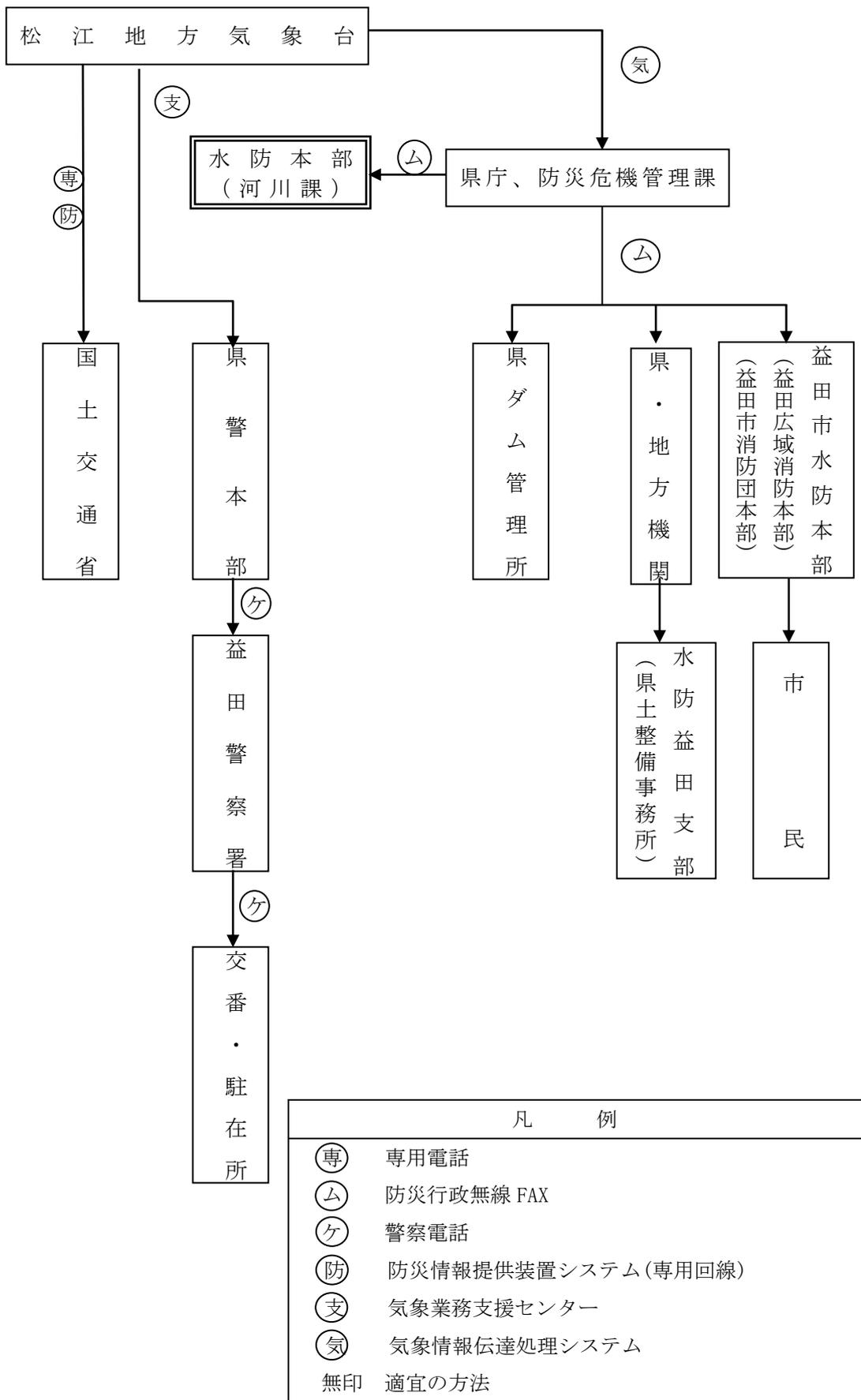
津波予報区	種 類	発表基準	発表される津波の高さ
島根県出雲・石見	大津波警報	予想される津波の高さが 3m超である場合	(数値表現) 5m 10m 10m超 (定性的表現) 巨大 *5
	津波警報	予想される津波の高さが 1m超3m以下である場合	(数値表現) 3m (定性的表現) 高い *5

*5：地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。

(3) 水防に関する特別警報の種類と発表基準 (参考)

特別警報：警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表する。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。	
気象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
※大雨、高潮、波浪の特別警報の発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別に位置づける）

2. 気象等注意報・警報・情報伝達系統図



5. 2 雨量及び水位の観測と通報

1. 雨量の観測と通報

(1) 観測

水防班長は、益田観測所（消防本部）、美都観測所（分遣所）、匹見観測所（分遣所）における雨量が、次のいずれかとなった場合は、その後1時間（毎正時）ごとの時間雨量を記録するものとする。

- ① 時間雨量20mm以上
- ② 降り始めからの総雨量が50mm以上

(2) 通報

水防班長は、観測の情報を本部長に報告するとともに水防関係者に通報するものとする。

附属資料参照

雨量観測所所在地及び観測者 別表第5号表（P11～13）

* 降り始めとは、本計画においては12時間以上降雨がない後の降り始めの点とする

2. 水位の観測と通報

- (1) 本部長は、水防益田支部から災害対策本部を経て水位観測に関する通報を受けたときは、正確な情報の把握に努めるとともに速やかに、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位に達した場合、その時刻と水位及び以降水防団待機水位以下となるまでの1時間（毎正時）ごとの水位について掌握するものとする。
- (2) 水防班長は、上記事項の通報を受けたときは、速やかに関係水防管理団体に通報するものとする。
- (3) 国管理区間及び国管理区間に関係のある河川については、国土交通省関係事務所と水防益田支部とが、必要に応じ相互に通報するものとする。
- (4) 各水防機関は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

附属資料参照

水位観測所所在地及び観測者 別表第6号表（P13）

3. 欠測時の措置

- (1) 各水防関係機関は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表等ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表等ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

5. 3 樋門、堰、ダム の 操 作

水防管理者は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

附属資料参照	
水防上重要な樋門・堰一覧表	別表第7号表（P14）
ダム一覧表	別表第8号表（1）（P15）
ダム機能一覧表	別表第8号表（2）（P15）
ダム関係通報系統図	別表第9号表（1）（P16）
ダム関係通報系統図	別表第9号表（2）（P17）
ダム関係通報系統図	別表第9号表（3）（P18）

5. 4 洪水予報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省浜田河川国道事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、2以上の県の区域にわたる河川、その他の流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（高津川・匹見川）について、次により共同して洪水予報を発表する。ただし、堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

1. 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	実 施 地 域	基準地点
高津川	左岸：益田市神田町口675番地2から海まで 右岸：益田市神田町口16番地3から海まで	神田 高角
匹見川	左岸：益田市神田町イ858番地から高津川合流点まで 右岸：益田市横田町2912番地から高津川合流点まで	横田

2. 洪水予報の種類と発表基準

種 類	情報名	発 表 基 準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）

「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

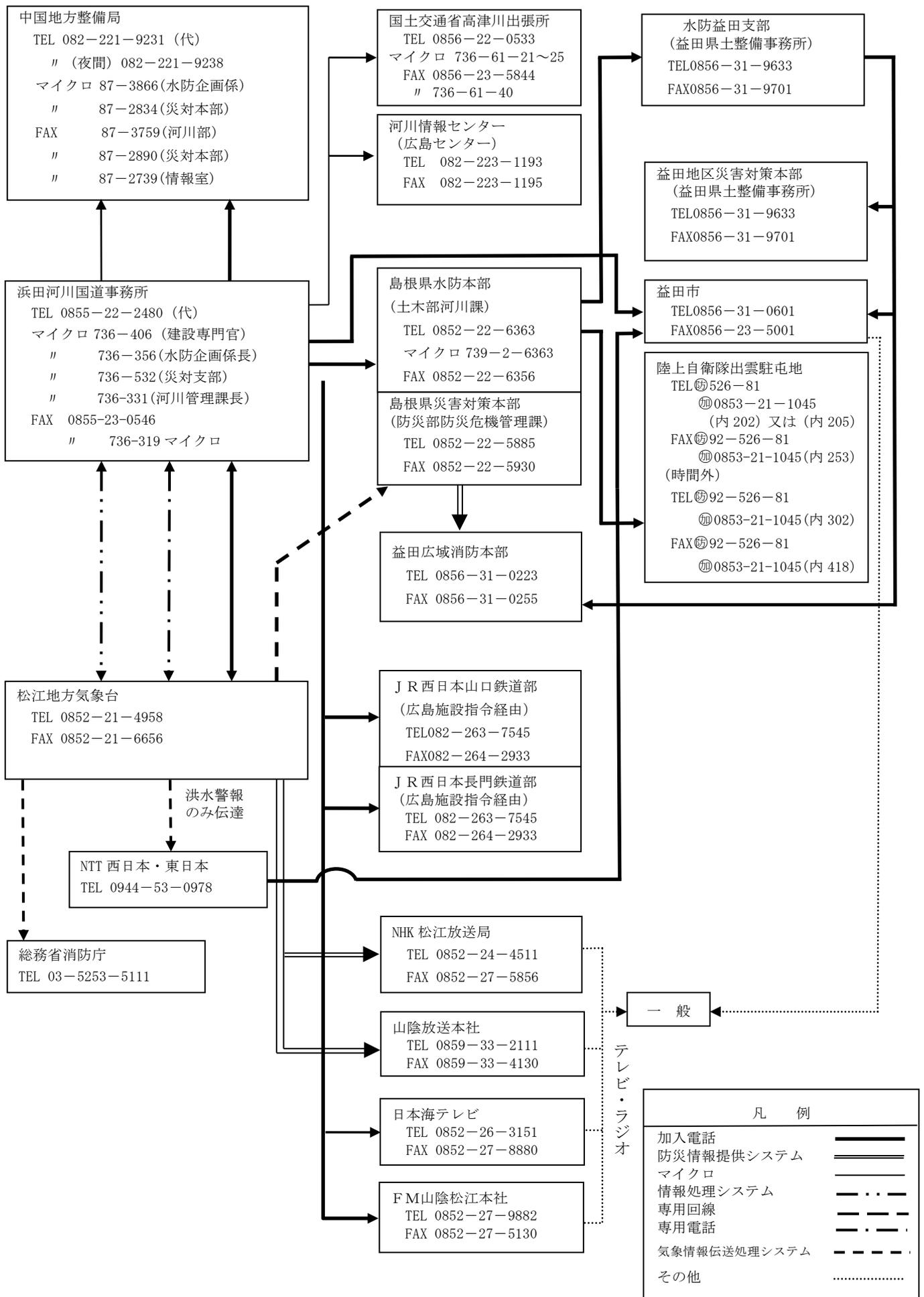
3. 発表様式

附属資料参照	
高津川洪水予報発表内容	別表第10号表（P19～21）
匹見川洪水予報発表内容	別表第11号表（P22～24）

4. 洪水予報河川（国管理河川）対象水位観測所及び対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	平常水位	対象水防管理団体
高津川	神田	神田町	6.92	6.40	5.90	3.30	2.00	0.26	益田市
	高角	高津二丁目	6.67	4.60	4.20	3.10	1.90	0.45	益田市
匹見川	横田	横田町	5.15	4.20	3.70	3.60	2.60	0.54	益田市

5. 高津川・匹見川洪水予報伝達系統図



5. 5 洪水予報（県管理河川）

知事と気象庁長官（松江地方気象台長）は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次により共同して洪水予報を発表する。

1. 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	実施区域	基準地点
益田川	左岸：益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで 右岸：益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	染 羽

2. 洪水予報の種類と発表基準

5. 4. 2. 洪水予報の種類と発表基準に同じ

3. 発表の様式

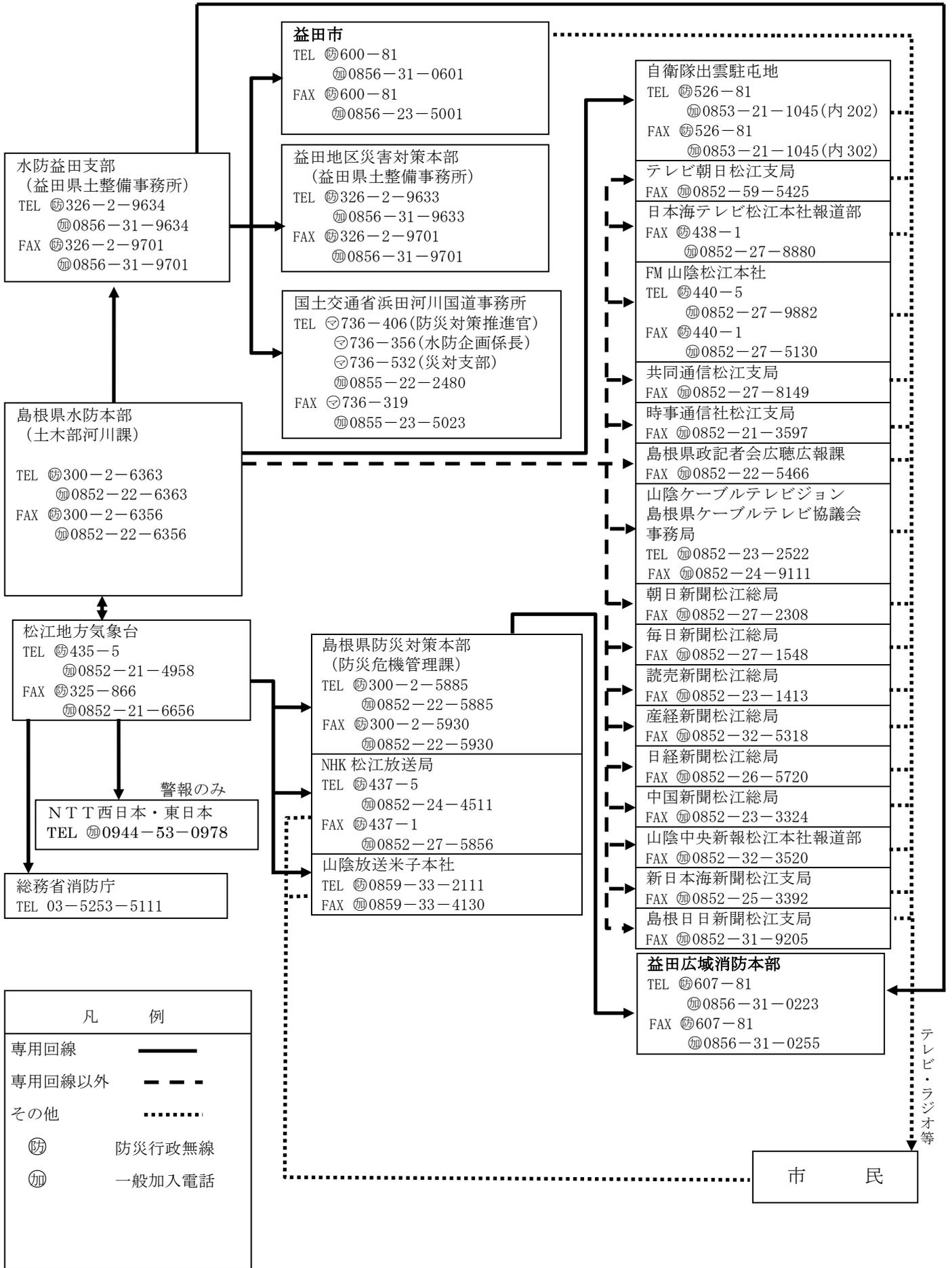
附属資料参照

益田川洪水予報発表内容 別表第12号表（P25、26）

4. 洪水予報河川（県管理河川）対象水位観測所及び対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	計画高水位 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	平常水位	対象水防管理団体
益田川	染羽	染羽町	5.00 5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	0.00	益田市

5. 益田川洪水予報伝達系統図



5. 6 水位周知（国土交通省管理河川）

国土交通大臣が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大、又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

1. 水位到達情報（国土交通省管理河川）の発表、伝達方法

- (1) 水位周知河川（国土交通省管理河川）区域及び発表者は次表①のとおりとする。
- (2) 水位到達情報の発表の基準となる水位観測所及び対象水防管理団体は次表②のとおりとする。
- (3) 水位到達情報の伝達は次図③に示す伝達系統により行うものとする。
- (4) 発表様式は次のとおり。

附属資料参照

高津川派川水位周知文 別表第13号表（P27）

白上川水位周知文 別表第14号表（P28）

発表基準

河川名	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	氾濫警戒情報 (避難判断水位※)	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)
高津川派川	—	○	○
白上川	—	○	○

※氾濫危険水位は水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位と同義

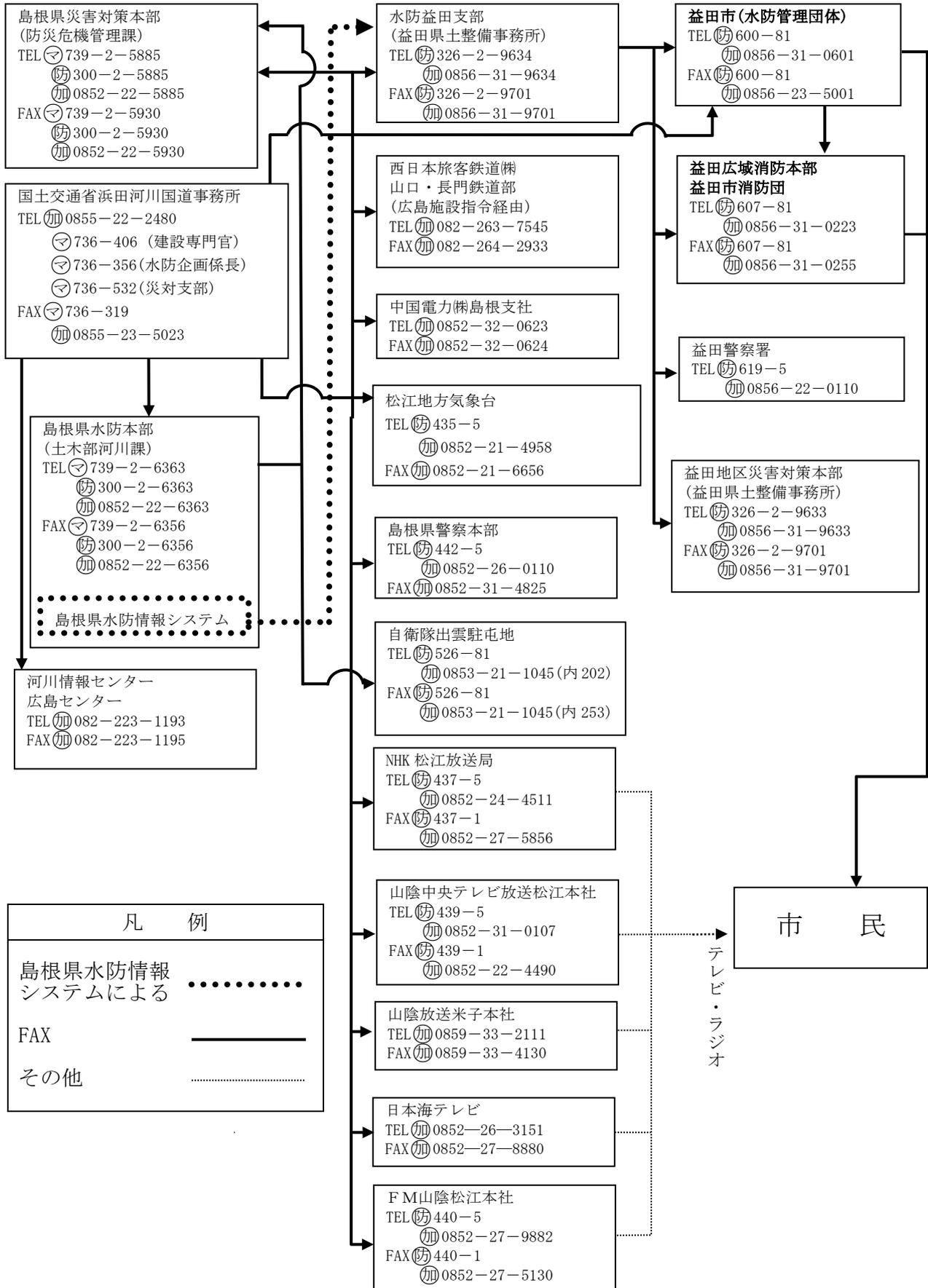
①水位周知河川（国土交通省管理河川）区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者	受報者
高津川	高津川派川	左岸：高津川本川分派点から高津川本川合流点まで	国土交通省浜田河川国道事務所長	島根県河川課長
		右岸：高津川本川分派点から高津川本川合流点まで		
"	白上川	左岸：大双堰上流100mから高津川派川合流点まで	国土交通省浜田河川国道事務所長	島根県河川課長
		右岸：大双堰上流100mから高津川派川合流点まで		

②水位周知河川（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	水防支部名	対象管理団体名
高津川 派川	高角	益田市須子町	4.60	4.20	—	—	益田	益田市
白上川	内田	益市内田町	5.30	4.40	—	—	〃	〃

③水位到達情報（国土交通省管理河川）伝達系統図



5. 7 水防警報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省浜田河川国道事務所長）は、洪水、雨水取水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保を第一に図ること。

2. 水防警報の種類

発表段階	種類	内容
第1段階	待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適宜	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水が溢れる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。）

3. 水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表第15号表（附属資料）のとおりとする。

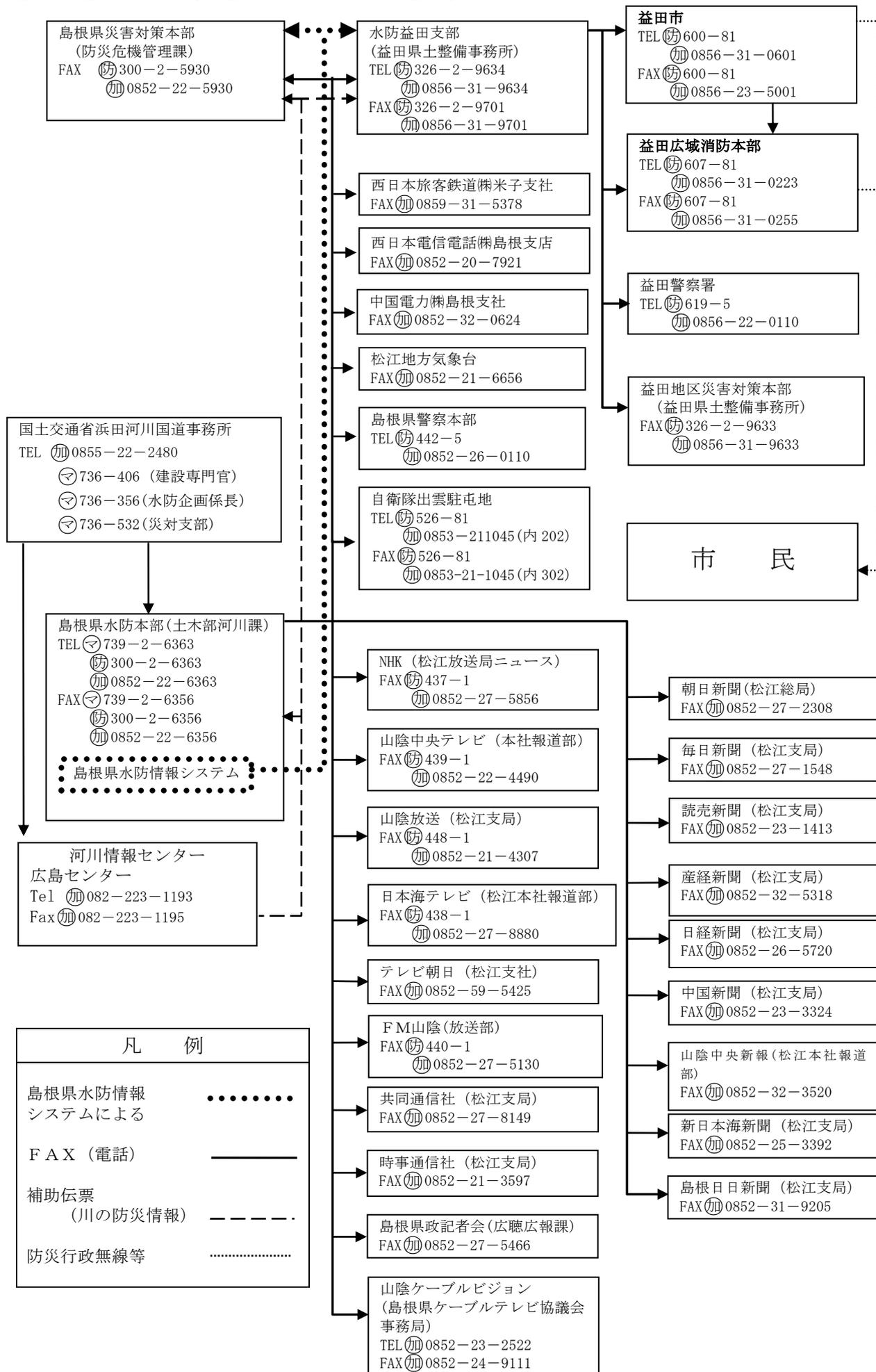
附属資料参照

水防警報発表様式（国土交通省管理河川） 別表第15号表（1）（2）（P29、30）

①水防警報河川（国土交通省管理河川）、区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者	受報者
高津川	高津川	左岸：益田市神田町口675番地2から海まで 右岸：益田市神田町口16番地3から海まで	国土交通省 浜田河川 国道事務所 長	島根県 河川課長
〃	高津川 派川	左岸：高津川本川分派点から高津川本川合流点まで 右岸：高津川本川分派点から高津川本川合流点まで		
〃	白上川	左岸：大双堰上流100mから高津川派川合流点まで 右岸：大双堰上流100mから高津川派川合流点まで		
〃	匹見川	左岸：益田市神田町イ858番地から高津川合流点まで 右岸：益田市横田町2912番地から高津川合流点まで	連絡方法 0852-22-6363 及び 河川情報CRT	

②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図



③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	水防支部名	活動対象管理団体名
高津川	神田	神田町	6.92	6.40	5.90	3.30	2.00	益田	益田市
〃	高角	高津二丁目	6.67	4.60	4.20	3.10	1.90	〃	〃
高津川派川	〃	〃	6.67	4.60	4.20	—	—	〃	〃
白上川	内田	内田町	6.32	5.30	4.40	—	—	〃	〃
匹見川	横田	横田町	5.15	4.20	3.70	3.60	2.60	〃	〃

④水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えると見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれがあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こるおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫危険水位)	
国土交通省浜田河川国道事務所発表						
高津川	神田	2.00	2.50	3.30	6.40	—
高津川 高津川 派川 白上川	高角	1.90	2.50	3.10	4.60	—
匹見川	横田	2.60	3.10	3.60	4.20	—

附属資料参照

津波による水防警報（発表基準） 別表第16号表（P31）
 津波による水防警報（発表内容） 別表第17号表（P32）

5. 8 水防警報（県管理河川）

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、雨水出水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を公表する。

1. 安全確保の原則

5. 7. 1に同じ。

2. 水防警報の種類

5. 7. 2に同じ。

3. 水防警報（県管理河川）の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表基準となる水位観測所及び活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表第18号表（附属資料）のとおりとする。

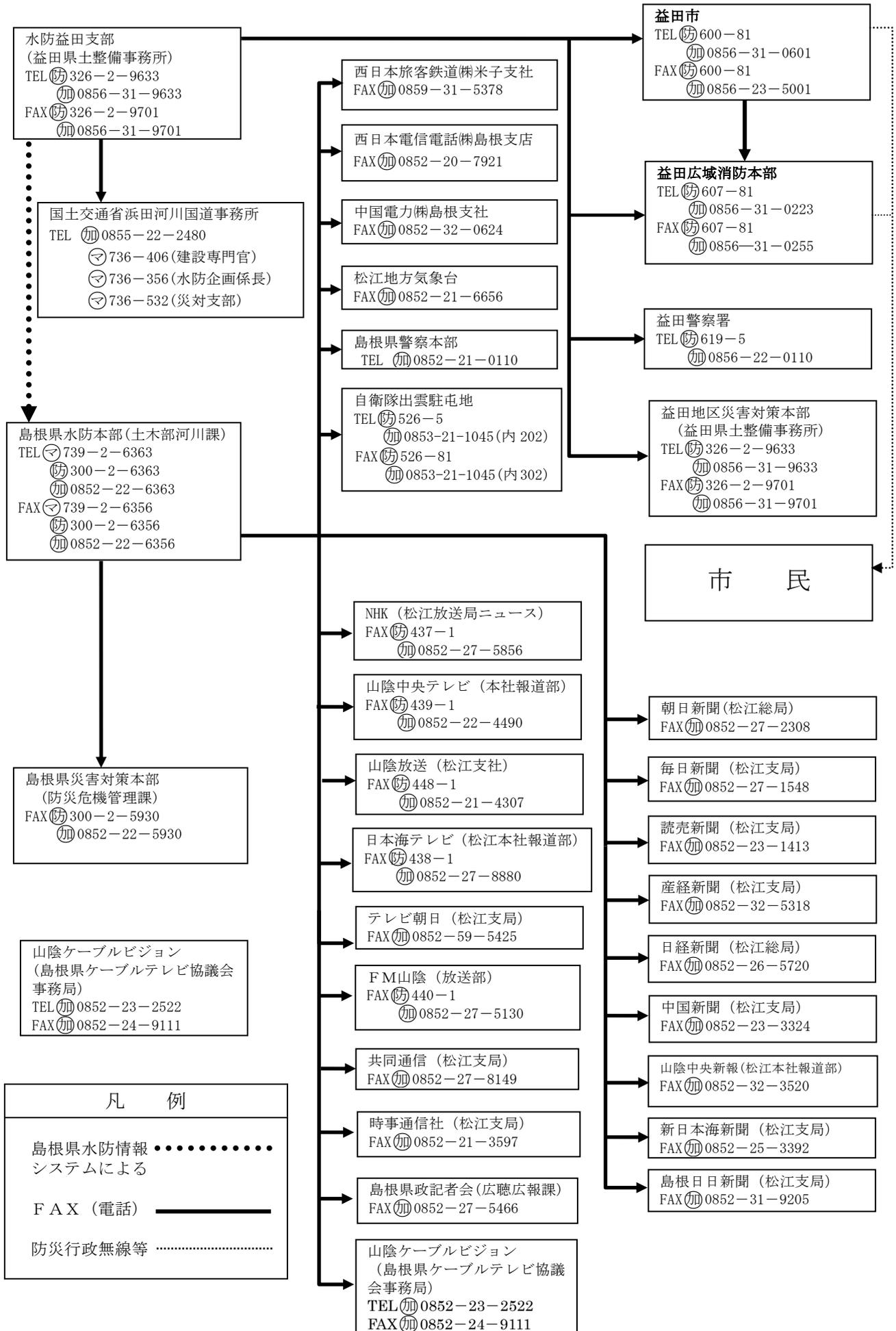
附属資料参照

水防警報発表様式（県管理河川） 別表第18号表（P33～37）

①水防警報河川（県管理河川）、区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者
益田川	益田川	左岸：益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで 右岸：益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	水防益田支部長

②水防警報（県管理河川）伝達系統図



③水防警報（県管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	水防支部名	活動対象管理団体名
			上段：左岸 下段：右岸						
益田川	染羽	染羽町	5.00 5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	益田	益田市

④水防警報（県管理河川）発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えたと見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれがあるとき。	氾濫危険水位に達し災害のおそれがあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫危険水位)	
益田川	染羽	1.30	1.80	2.30	3.50	—

5.9 警察署との連絡

本部長は、益田警察署と密接な連絡を取り、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

5.10 ホットライン

水防支部長は、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したことへの通知等、避難勧告等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図の通報・伝達に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに水防管理者へ通報・伝達するものとする。

5.11 河川等の巡視（法9）

本部長、消防長は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視しなければならない。

巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 危険な箇所(point)の点検、確認をすること。
- ② 上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは、直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。（法9）。

5.12 水防管理団体等の出動と出動後の水防活動

1. 水防活動の手順

- (1) 本部長は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。
- (2) 消防職員及び水防団員は、水防警報又は気象警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、計画された人員により配置につくとともに、何時でも全員が出動できるように準備を整える。
- (3) 消防職員及び水防団員は、別表第19号表（附属資料）の第1信号で出動を予期し、第2信号

で出動する。ただし、状況により一部の団員に対し電話又は口頭伝達により出動させることができる。

- (4) 消防職員及び水防団員は、河川、海岸の状況、水防活動状況を本部長に報告すること。特に河川、海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに報告すること。
- (5) 消防職員及び水防団員から報告があった場合は、本部長は出水様式 1、2（附属資料）により水防益田支部長へ報告すること。
- (6) 水防活動に従事する者は、自身の安全を確認した上で活動にあたること。

附属資料参照

水防信号 別表第 19 号表（P 38）

出水様式 - 総括 別表第 25 号表（P 44～47）

出水様式 1、2 別表第 26 号表（1）（2）（P 48、49）

2. 水防団に対する伝達、出動及び活動

(1) 伝達

本部長は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水等の危険が予測されるときは、消防長を経て水防団長に連絡するものとする。

(2) 出動

- ① 水防団の出動については、本部長が水防団長に出動要請を行うものとする。
- ② 水防団長は、出動要請を受けたときは、関係方面隊長及び分団長に直ちに出動の指示をする。
- ③ 地区において突発的な災害が発生し、出動の指示を待ついとまがないときは分団長の判断において水防団を出動させることができる。この場合、分団長は事後速やかに関係方面隊長及び水防団長を経て、この旨を本部長に報告しなければならない。

(3) 活動

水防団長は、直ちに関係方面隊長及び分団長に指示し、次の要領により水防団員を堤防の監視及び警戒配置に就かせるものとする。なお、洪水によって被害が予想される時、又は豪雨等により現に災害が発生したときは、消防団をもって水防活動に従事させるものとする。

① 重要水防区域の監視及び警戒配置について

- (ア) 水防団待機水位までは、堤防延長 2 キロメートル毎に 3 名の基準で警戒にあたる。
- (イ) 水防団待機水位に達したときは、堤防延長 0.5 キロメートルから 1 キロメートル毎に警戒員 1 名、連絡員 2 名の基準で警戒にあたる。
- (ウ) 水防警報又は気象警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、所要の人員を配置し警戒にあたるとともに、何時でも出動できるように準備を整えるものとする。

② 要水防区域の監視及び警戒配置について

重要水防区域に準じて行うものとする。

③ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合も同様とする。

④ 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

⑤ 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

※ 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(4) 速報事項

水防団長は、水防団を出動させたときは、次の事項を逐次消防長を経て本部長に報告すること。

- ① 堤防等の異常を発見したとき、及びその現場の被害の程度、交通の状況並びにこれに対する処置
- ② 水防機関が出動したとき
- ③ 水防作業をしたとき
- ④ 水防作業を終了したとき
- ⑤ その他必要な場合

(5) 水防解除

本部長は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は水防益田支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知するものとする。

3. 優先通行（法18）

- (1) 別表第20号表（附属資料）に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、他の自動車及び歩行者はこれに道を譲らなければならない。
- (2) 警察官は、災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法第76条の3第1項）
- (3) 警察官は上記(2)の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。（同法第76条の3第2項）
- (4) 警察官がその場にはいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記(2)、(3)と同じ権限が与えられる。（同法第76条の3第3項、第4項）

附属資料参照

優先通行標識 別表第20号表（P39）

4. 緊急通行（法19）

消防職員及び水防団員が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することが許される。

5. 警戒区域の設定（法21）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は警戒区域を設定し、水防関係者以外の立ち入

りを禁止、制限又は退去命令をすることができる。

6. 居住者に対する水防従事命令（法24）

本部長、水防団長又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

7. 公用負担（法28）

本部長、又は消防長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用又は取用
- (3) 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

ただし、これらの権限を行使する者は、その身分証明書を、またこの者の委任を受けた者は、別表第21号表（1）（附属資料）に示す証明書を呈示し、原則として別表第21号表（2）（附属資料）の命令票を目的物の所有者、管理人又はこれらに準ずるものに交付してから行使する。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

附属資料参照

公用負担命令権限証 別表第21号表（1）（P40）

公用負担命令票 別表第21号表（2）（P40）

8. 河川管理者の協力（法7条③、河川法22条の2）

(1) 国河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、益田市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- ② 出水期前の合同点検及び訓練の実施
- ③ 河川管理者・水防管理団体が行う「水防訓練」及び「水防技術講習会」等への参加
- ④ 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与
- ⑤ 水防に関する情報、又は資料の収集に係る河川管理者の職員派遣
- ⑥ 水防活動の記録及び広報活動での協力

(2) 県河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、益田市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

< 県内の雨量、河川水位のデータ提供 >

- ・ 河川情報（PC版） <http://www.river.go.jp/>
（携帯版） <http://i.river.go.jp/>
- ・ 島根県水防情報（PC版） <http://www.bousai-shimane.jp/uryousuii/pc/ssim0101g.html>
（携帯版） <http://www.bousai-shimane.jp/uryousuii/i/ssim0201g.html>

9. 援助・応援（法22、法23）

本部長は、消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた本部長の所轄のもとに行動する。

10. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法83）

本部長は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、島根県水防本部長（県防災危機管理課）にその旨を依頼するものとする。

なお、詳細は「益田市地域防災計画」による。

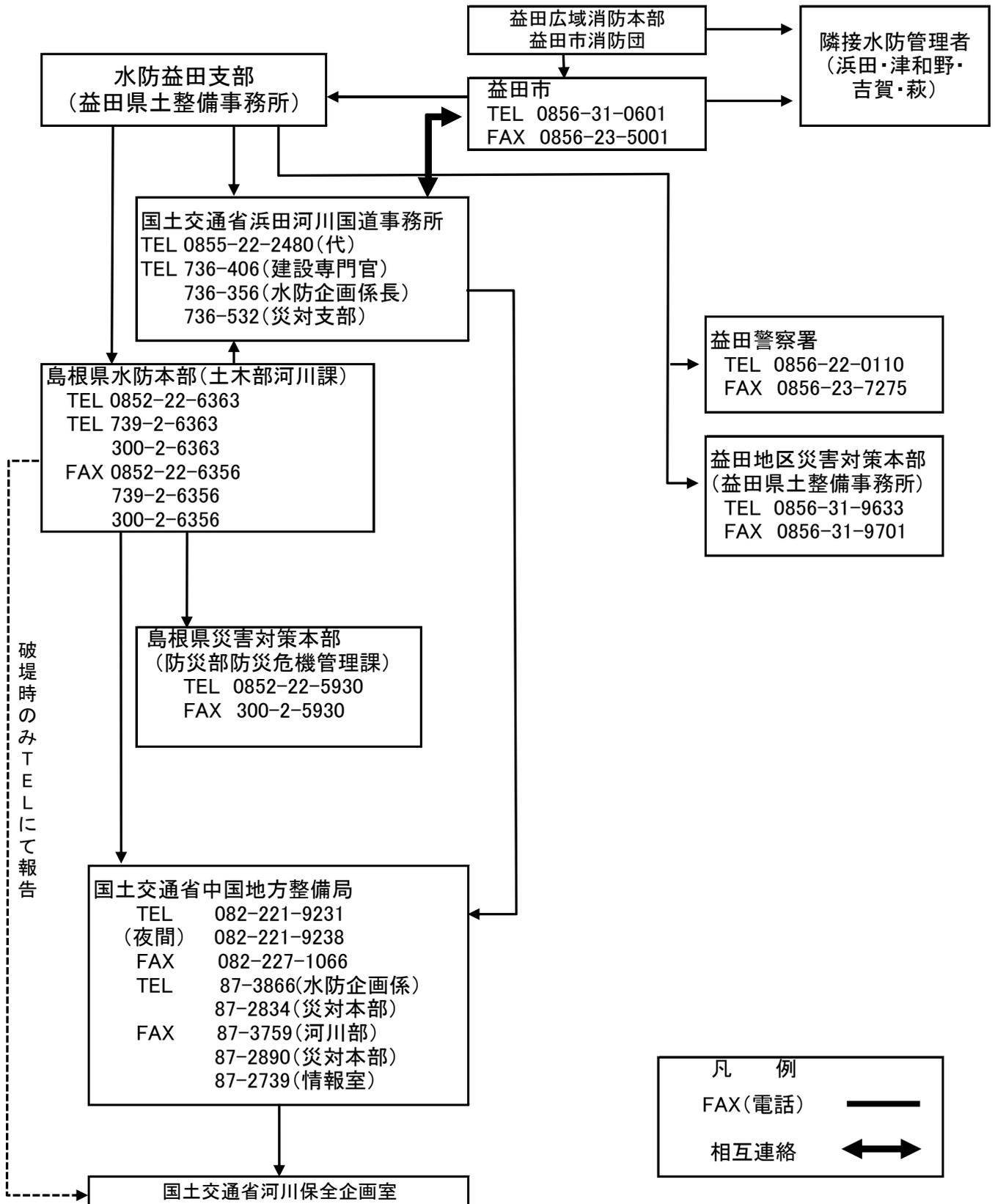
11. 費用負担（法41、法42）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体、又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。

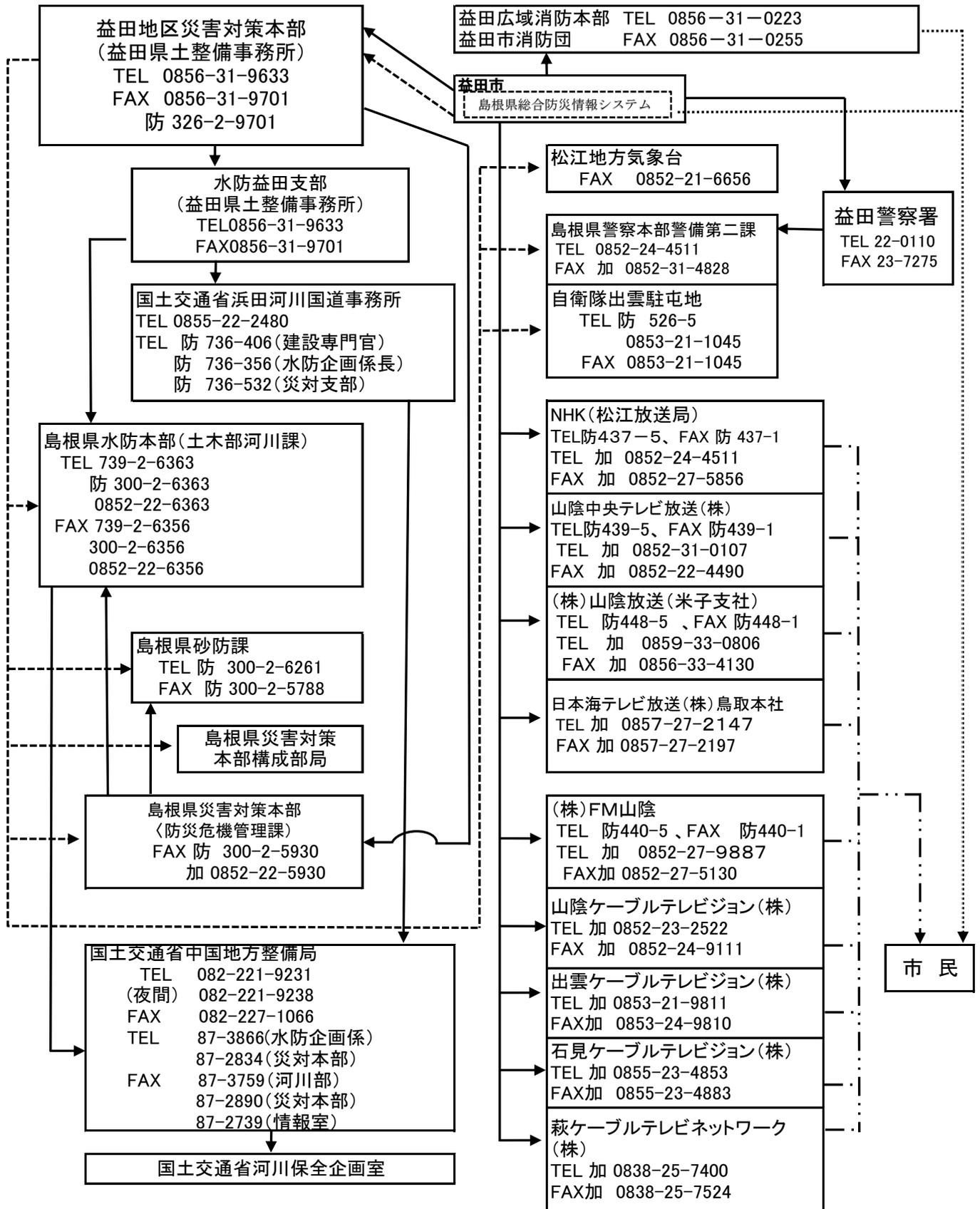
12. 水防の解除

水防管理者は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は関係水防支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

13. 被害情報等に関する情報伝達経路

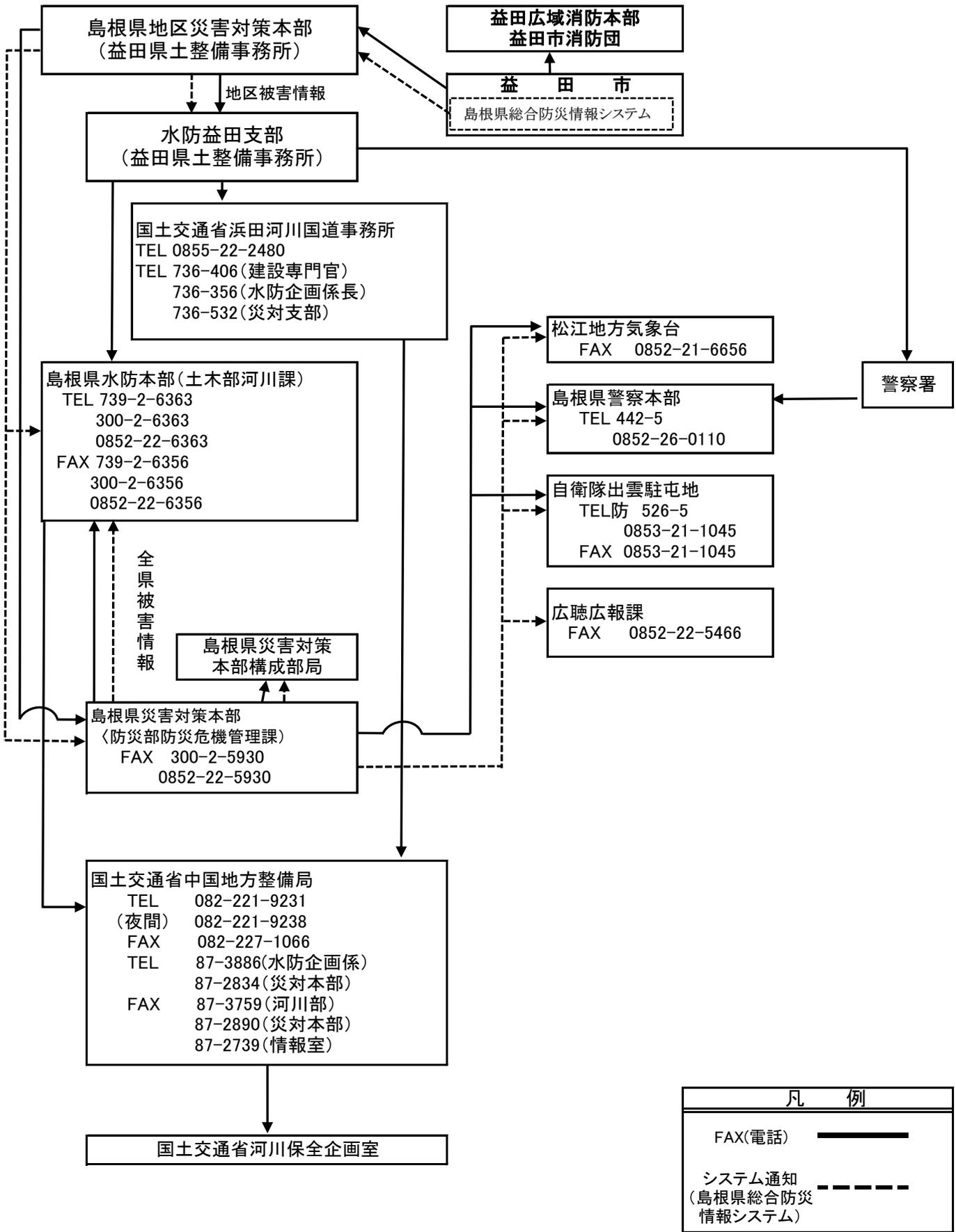


14. 避難勧告等の発表に関する情報伝達経路



凡 例	
FAX(電話)	————
島根県総合防災 情報システム	-----
防災無線等広報
テレビ等放送	- · - · -

15. 一般被害の発生に関する情報伝達経路



凡 例	
FAX(電話)	—————
システム通知 (島根県総合防災 情報システム)	- - - - -

5. 1 3 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定（法 3 6）

本部長は、公益法人又は特定非営利法人であつて、法 3 7 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務（法 3 7）

- (1) 水防団、又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。
- (3) 水防に関する情報、又は資料を収集及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

1. 想定される水防協力団体の業務

- (1) 「水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。
- (3) 「水防に関する情報又は資料を収集及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- (4) 「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。
- (5) 「水防に関する知識の普及及び啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。
- (6) 「前各号に掲げる業務に附帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

3. 水防団体との連携（法 3 8）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

4. 監督等（法 3 9）

本部長は水防協力団体に対し下記のとおり行う。

- (1) 必要があると認めるときは、その業務に関し報告させることができる。
- (2) 業務の運営の改善に関し必要な処置を講ずべきことを命ずることができる。
- (3) (2)の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

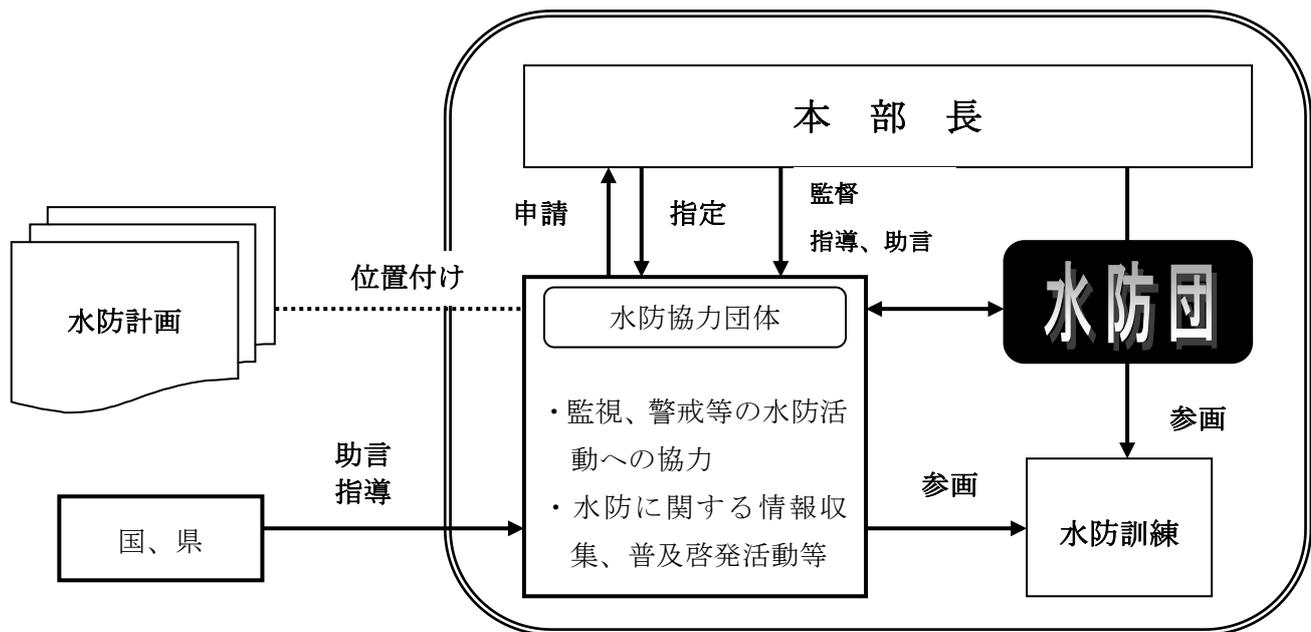
5. 情報の提供（法 4 0）

国、県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供、又は指導若しくは助言をするものとする。

6. 水防訓練（法 3 2 条の 2）

指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

7. 協力団体制度の水防概念図



5. 1 4 決壊に際しての措置

1. 決壊の通報（法 2 5）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、本部長、又は消防長は、速やかに住民、水防益田支部長、益田警察署長及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。

2. 決壊後の措置（法 2 6）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、本部長、消防長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

5. 1 5 避難のための立退

1. 指示（法 2 9）

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、本部長、又は本部長の命を受けた者は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、本部長が指示する場合には益田警察署長にその旨を通知しなければならない。

2. 避難場所及び避難経路

本部長は、水防計画で避難場所及び避難経路を示した地図を作成し、一般に周知しておくものとする。なお、避難場所及び避難経路等については、「益田市地域防災計画」の定めるところによる。また、地図は、「防災マップ」「高津川・益田川洪水避難地図」を活用するものとする。

5. 1 6 水防資材器具等の整備並びに輸送

1. 水防資材器具等の整備

- (1) 水防用設備資材及び器具は、別表第 2 2 号表（附属資料）のとおりとし、常時水防倉庫に備蓄しておくものとする。
- (2) 水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を使用し、かつ多量の資材を必要とする災害の場合を考慮して、市内の特定業者と事前に協定し、非常時資材の確保に努めるものとする。

(3) 水防資材の分散

河川が氾濫し資材の輸送に困難な場合を予想して、水防倉庫以外の適当な場所に分散しておくものとする。なお、備蓄困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所を選定しておくものとする。

附属資料参照

水防倉庫並びに現有資材器具一覧表 別表第22号表 (P41)

2. 水防資材器具等の輸送の確保

水防資材器具等輸送上緊急を要する場合は、適宜現地の輸送機関をして優先的に協力させるものとする。なお、詳細は「益田市地域防災計画」による。また、国、県等の保有する輸送の車両の配置状況は、別表第23号表(附属資料)のとおりである。

附属資料参照

水防輸送車両配置一覧表 別表第23号表 (P42)

3. 水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路

水害対策の強化を図るため、水害対策活動拠点を別表第24号表(附属資料)のとおり設置されている。

附属資料参照

水害対策活動拠点 別表第24号表 (P43)

5. 17 記録、報告

1. 記録

本部長は、消防職員、又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

- (1) 警戒の出動及び解除命令の時刻並びに出動時刻。
- (2) 出動水防作業員の氏名。
- (3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
- (4) 使用資材及び数量。
- (5) 破損した器具資材及び数量。
- (6) 警戒中の観測水位。
- (7) 水防法第17条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
- (8) 公用負担、又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所並びに使用の事由。
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
- (11) 水防作業中、死傷、又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
- (12) 避難を指示した時刻及び事由。
- (13) 支出費の明細。
- (14) その他記録を必要とする事由。

2. 報告

本部長は、水防が終了したときは速やかに、別表第27号表（附属資料）に必要事項を記入して、水防益田支部を経由して島根県水防本部長に報告するものとする。

附属資料参照

水防活動報告様式 別表第27号表（P50）